



上富住第 1705 号  
令和6年 3月11日

## 一般廃棄物収集運搬業許可書

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1713番地の35  
有限会社クリーンセンターケイ・エム・ケイ  
代表取締役 清本恵子様

上富田町長 奥田 誠



令和6年3月4日付け一般廃棄物収集運搬業許可申請については、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条に基づき、下記のとおり許可する。

記

**複写厳禁**

営業に使用する名称	有限会社クリーンセンターケイ・エム・ケイ
営業所の所在	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1713番地の35
許可の内容	一般廃棄物のうち町が定める可燃ごみの収集運搬処分 (但し、木くず・刈草に限る)
許可の期間	令和6年 3月18日から 令和8年 3月17日まで(2ヵ年)
許可の条件	1. 取り扱う一般廃棄物は木くず・刈草に限る。 2. 収集運搬は、衛生的に行うこと。 3. 上富田町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係法令を遵守するとともに、町の指示に従うこと。 4. 住民から苦情のない施設並びに管理と業務を行うこと。 5. 作業敷地内から汚水及び悪臭を出さないこと。 6. 申請事項に変更があった場合、直ちに変更申請をすること。 7. 処分料金は、町に提出した額を遵守すること。 8. 許可条件に違反した場合は、直ちに許可を取り消す。